

自転車ルール・マナー○×クイズ！

【初級編】



	問題・解説	答え	解説
1	自転車を利用する際、自転車保険への加入義務がある。	○	「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和2年7月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。 加入の対象者は、 ・ 自転車利用者（未成年の場合はその保護者） ・ 自転車利用事業者（事業活動に自転車を利用する場合） ・ 自転車貸付事業者（レンタル自転車が対象）となります。
2	自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こした場合、負傷者を救護し、相手と連絡を交換しておけば、警察に通報する必要はない。	×	交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等を報告する必要があります。 (道路交通法第72条第1項)
3	自転車は車道通行が原則であるが、以下の場合は歩道を通行することができる。 ① 自転車歩道通行可の標識や標示があるとき ② 運転者が18歳未満の者や70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき ③ 道路工事や駐車車両が連続しているため車道左側部分の通行が困難であるなど、安全を確保するためやむを得ないとき	×	普通自転車により歩道を通行することができる者として「運転者が13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、身体の不自由な者であるとき」と規定されています。 (道路交通法施行令第26条)
4	自転車は運転免許が不要なので、お酒を飲んで運転しても罰則はない。	×	自転車は車両であり、飲酒運転してはならず、罰則は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、酒気帯び運転は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金と規定されています。 (道路交通法第65条第1項、第117条の2第1項第1号等)
5	スマートフォンを手に持ち、電話や画面を注視しながら自転車を運転してはならないが、スマートフォンをハンドルに固定し、手に持たないようにすれば、画面を注視しながら運転しても違反にならない。	×	携帯電話・スマートフォン等の画面を注視しながら運転する行為は違反です。 (道路交通法第71条第5号の5)